

## 監査報告書

2019（令和元年）5月29日

学校法人 梅光学院  
理事会 御中  
評議員会 御中

監事

吉田雅俊

監事

梶田行雄

私たちは、私立学校法第37条第3項に基づく監査報告を行うため、学校法人梅光学院の寄附行為第13条の規定に従い、学校法人梅光学院の2018（平成30）年4月1日から2019（平成31）年3月31日までの、学校法人の業務及び財産の状況について監査を行った。

私たちは監査にあたり、理事会及び評議員会に出席するほか、私たちが必要と認めた監査手続きを実施した。

監査の結果、学校法人の業務及び財産に関し、不正の行為又は法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認める。

以上